

はじめに

精華町では、平成25(2013)年3月に策定しました「精華町第5次総合計画」の基本理念として「人を大切にするまちづくり」「交流と連携による幸福感あふれるまちづくり」を掲げて、すべての人を大切にするまちづくり、また、学研都市と共生社会のまちづくりに取り組んでいます。近年では、「精華町地域創生戦略」に位置づけた地方創生事業の中に「障害者スポーツ」「農福連携」など、人が交流できる事業を創設したところです。

この間、国においても、平成28(2016)年に、「障害者差別解消法」の施行を迎えるとともに、「障害者権利条約」等を踏まえた「発達障害者支援法」の見直しが行われ、発達障害のある人への支援の一層の充実が図られることとなりました。また、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、サービスの拡充が図られるとともに、市町村における障害児福祉計画の策定が義務化されることとなりました。

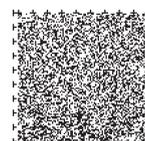
こうした障害福祉をめぐる動向を踏まえながら、精華町では、平成24年3月に「精華町障害者基本計画」を策定し、障害のある人もない人も健やかで安心して地域で暮らすことができる地域づくりを進めてきました。

この計画は、平成24(2012)年度からおおむね10年間と定めた同計画を、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度を計画期間とする計画として改めたものです。改定に当たりましては、内容検討にご尽力賜りました策定委員の皆様、並びに各種の意向聴取の機会にご意見をお寄せくださいました皆様に心からお礼を申し上げますとともに、住民の皆様には「障害があってもなくても誰もが自分らしく生活し輝けるまち精華町」の実現に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31(2019)年3月

精華町長

木村 要

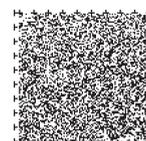


だい しょう けいかく
第1章 この計画について 1

1. けいかくかいてい しゅし 計画改定の趣旨 1
2. ほうてきこんきよ 法的根拠 1
3. けいかく いち けいかくきかん 計画の位置づけと計画期間 8
4. けいかく たいしょう 計画の対象 10

だい しょう ちょう しょうがいふくし かか がいきょう かだい
第2章 町の障害福祉に係る概況と課題 11

1. じんこうどうたい 人口動態 11
2. しょうがいしやてちょうしよじしや がいきょう 障害者手帳所持者の概況 12
3. じりつしえんいりよう しきゆうにんてい がいきょう 自立支援医療における支給認定の概況 15
4. とくべつしえんきょういく がいきょう 特別支援教育の概況 16
5. やましろみなみけんいき しゃかいしげん がいきょう 山城南圏域の社会資源の概況 17
6. じゅうみん いしき 住民の意識 19
7. けいかくかだい 計画課題 20



1. 3つの原則 28

- [1] 基本的人権の尊重と差別の禁止
- [2] 自己決定と自己選択の尊重
- [3] 地域共生社会づくり

2. 基本理念 29

しょうがい
障害があってもなくても
だれ じぶん せいかつ かがや せいちちやう
誰もが自分らしく生活し輝けるまち 精華町

3. 計画目標 30

- [1] 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける
- [2] 誰もが安心して毎日の生活をおくれる
- [3] 差別や偏見のない、地域共生社会となっている

だい しょう もくひょう せさく
第4章 目標ごとの施策

1. 施策の体系 32

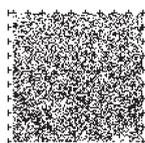
2. 具体的な施策 33

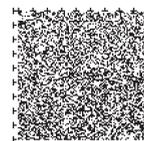
だい しょう けいかく すいしん
第5章 計画の推進

1. 精華町地域障害者自立支援協議会の役割 50

2. 計画の進行管理 51

3. 山城南圏域・京都府との連携 51





第1章 この計画について

1. 計画改定の主旨

① 「地域共生社会」実現の社会要請

わが国では、地域福祉の推進を図って、すべての住民が役割を持ち、「支え手」と「受け手」に分かれることなく支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成していくことが重要となっています。

そして、地域コミュニティの働きと公的な福祉サービスが協働することで、住民が助け合いながら暮らすことのできる『我が事・丸ごと』の地域共生社会を実現していくことが喫緊の課題となっています。

② 精華町障害者計画の改定

町では、平成24年3月に「精華町第2次障害者基本計画」を策定し、障害のある人もない人も健やかで安心して地域で暮らすことができるように様々な支援を行ってきました。策定より約5年の間に、前述したように、国内では更に「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が進められています。そのような中、町としても引き続き、「地域共生社会」の実現に向けて障害者施策を推進するため、平成31年度を初年度とする後継計画を策定したものです。

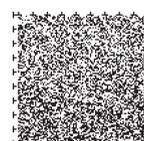
2. 法的根拠

- 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」は、「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づいて、地方自治体に策定義務がある「市町村障害者計画」となるものです。

近年の関連動向

- 障害のある人の権利に関するものとして、わが国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

- 平成28年4月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が施行されました。

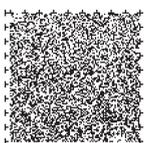


○生活支援等に係るものとして、障害福祉サービスの拡充等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が施行されました。

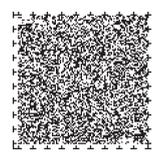
○平成30年4月には、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援の二層の多様化へのきめ細かな対応等を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、障害福祉サービス及び障害児通所支援が拡充されています。

○近年の法制度に係る動向は、下表のとおりです。

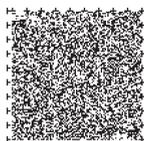
法制定・改正等	概 要
<p>障害者権利条約の批准</p>	<p>[平成26.1.20批准、平成26.2.19、国内で条約が効力を発生]</p> <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：障害者の権利に関する条約 障害のある人の人権と基本的自由の享有を保障し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めた条約です。
<p>障害者基本法の改正</p>	<p>[平成23.8.5公布、施行（一部を除く）]</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての国民があってもなくても、お互いの人格や個性が尊重し合える「共生社会」という表現が使われています。 障害の定義に発達障害が含まれました。 障害者の自立及び社会参加を強調しています。 差別の禁止を明文化しました。
<p>障害者総合支援法と児童福祉法の改正</p>	<p>[平成28.6.3公布（一部同日施行）、平成24.4.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法の正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害福祉サービスの類型として「自立生活援助」「就労定着支援」が創設されるとともに、「高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用」に係る改正がなされています。 「障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）」「医療的ケアを要する障害児に対する支援（平成28.6.3施行）」が盛り込まれるとともに、「地域共生社会への転換」が明記されました。
<p>障害者差別解消法の制定</p>	<p>[平成25.6.26公布（一部同日施行）、平成28.4.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。 障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について定めています。



<p>障害者虐待防止法</p>	<p>[平成23.6.24公布、平成24.10.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 国が責任をもって、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立支援や、養護者への支援をとおして、障害者の権利を擁護することを目的としています。 市町村・都道府県に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たせました。
<p>発達障害者支援法の改正</p>	<p>[平成28.6.1公布、平成28.8.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> 法施行から10年が経ち、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援が求められることや、共生社会の実現に向けた法整備が進んだことを踏まえて、各種施策に係る法律の全般にわたる改正が行われました。 「発達障害者支援センター等」による支援について、できるだけ身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮することとされています。
<p>成年後見制度利用促進法の制定</p>	<p>[平成28.4.15公布、平成28.5.13施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：成年後見制度の利用の促進に関する法律 認知症や知的障害、その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度について、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。 法に基づき、平成29.3.24「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。
<p>障害者優先調達推進法</p>	<p>[平成24.6.27公布、平成25.4.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体(以下「障害者就労施設等」という。)が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害者等の自立を促進することを目的として制定されました。
<p>障害者雇用促進法の改正</p>	<p>[平成25.6.19公布、平成28.4.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律 「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた対応の一環として、法改正し、平成28.4.1に施行されました。法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成30.4.1の施行とされています。
<p>ニッポン一億総活躍プランの閣議決定</p>	<p>[平成28.6.2閣議決定]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「一億総活躍社会とは、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と位置づける中で、障害のある人や、難病の患者・がん患者等の活躍支援と地域共生社会の実現をうたっています。
<p>「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の改正</p>	<p>[平成29.6.2公布、平成30.4.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会とは、制度や分野の縦割りや、支え手・受け手の関係を超えて、多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に築いていく社会です。 地域共生社会の実現に向けて、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29.6.2公布)」により、社会福祉法や障害者総合支援法等の一部改正が行われました。障害福祉に係る改正点として、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけるなどが示されています。



<p>京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の施行</p>	<p>[平成27.4.1公布、施行（一部を除く）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人もない人も、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目指すために京都府により制定された条例です。 ・ 不利益取扱いの禁止、社会的障壁の除去のための合理的な配慮、相談体制の整備、不利益取扱いに関する助言、あっせん、共生社会の実現に向けた施策の推進等を示しています。
<p>言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえない人と障害のある人との社会づくり条例</p>	<p>[平成30.3.12公布、施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 言語としての手話の普及、聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会の確保を通じて、「聞こえの共生社会」の実現を目指すために京都府により制定された条例です。 ・ 「聞こえの共生社会」を推進するにあたって、基本理念として「手話が言語であるとの認識のもと、言語としての手話の普及を行うこと」、「聴覚障害者は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的に配慮され、可能な限り、コミュニケーション手段についての選択の機会などが確保されること」を掲げ、関係者の責務・役割、基本的な施策の方向性を定めています。



くに きょうとふ けいかく
国・京都府の計画

① だい じしやうがいしやきほんけいかく へいせい ねんど へいせい ねんど
第4次障害者基本計画（平成30年度～平成34年度）

○ しょうがいしやきほんほうだい じやう もと けいかく せいふ こう しょうがいしやせさく もっと
障害者基本法第11条に基づく計画で「政府が講ずる障害者施策の最も
きほんてき けいかく
基本的な計画」です。

きほんりねん けいかく もくてき
(基本理念〔計画の目的〕)

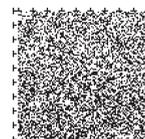
- ・ きやうせいしやかい じつげん む しょうがいしや みずか けつてい もと しやかい かつどう
共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に
さんか のうりよく さいだいげんはつき じ こじつげん しえん
参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

きほんてきほうこう
(基本的方向)

1. とうきやう けいき しやかい しやかいてきしやうへき じよきよ
2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去を
ちやくじつ すいしん
より着実に推進
 - ・ しやかい ばめん こうじやう してん と い
社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ向上の視点を取り入れていく
 - ・ アクセシビリティに配慮したICT（情報通信技術）等の新技術を積極的に
はいりよ アイシーティー じやうほうつうしんぎじゆつ とう しんぎじゆつ せつきよくてき
導入
2. しょうがいしやけんりじやうやく りねん そんちやう せいこうせい かくほ
障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
 - ・ しょうがいしやせさく いしけつていかてい しょうがいしや さんか しょうがいしやほんにん
障害者施策の意思決定過程における障害者の参加、障害者本人による
いしけつてい しえん
意思決定の支援
3. しょうがいしやさべつ かいしやう む とりくみ ちやくじつ すいしん
障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
 - ・ しょうがいしやせさく さべつかいしやうほう じつこうせいかくほ かくぶんや りやうめん
障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から
さべつかいしやう む かんきやうせいび ちやくじつ すいしん
差別解消に向けた環境整備を着実に推進
4. ちやくじつ こうかてき じつし せいかしひやう じゆうじつ
着実かつ効果的な実施のための成果指標を充実

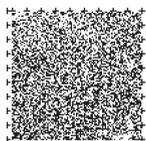
そうろん おも ないよう
(総論の主な内容)

- ・ とうじしやほんい そうこうてき ぶんやおうだんてき しえん
当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- ・ しょうがい じよせい こども こうれいしや ぶくこうてき こんなん しょうがいとくせいとう はいりよ こま
障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細
かいしえん
支援
- ・ しょうがいしやだんだい けいざいだんだい れんけい しやかいぜんたい とりくみ すいしん
障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- ・ いのち たいせつ とう かん りかい そくしん しやかいぜんたい こころ
「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリ
ー」の取組の推進



かくろん おも ないよう
(各論の主な内容)

1. 安全・安心な生活環境の整備
あんぜん あんしん せいかつかんきょう せいび
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
じょうほう こうじょうおよ いしそつうしえん じゅうじつ
3. 防災、防犯等の推進
ぼうさい ぼうはんとう すいしん
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
さべつ かいしょう けんりようご すいしんおよ ぎゃくたい ぼうし
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
じりつ せいかつ しえん い しけつていしえん すいしん
6. 保健・医療の推進
ほけん いりょう すいしん
7. 行政等における配慮の充実
ぎょうせいとう はいりょ じゅうじつ
8. 雇用・就業、経済的自立の支援
こよう しゅうぎょう けいざいてきじりつ しえん
9. 教育の振興
きょういく しんこう
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
ぶんかげいじゆつかつどう とう しんこう
11. 国際社会での協力・連携の推進
こくさいしゃかい きょうりよく れんけい すいしん



② 第3期京都府障害者基本計画（平成26～31年度）

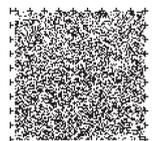
- 障害者基本法第11条第2項に基づき、国の「障害者基本計画」を基本として策定する「都道府県障害者計画」です。
- 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進のため、以下の5つの横断的視点を踏まえて、8つの分野からの施策展開を図るとしています。

(5つの横断的視点)

- ・ 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ・ 当事者本位の総合的な支援
- ・ 障害特性等に配慮した支援
- ・ アクセシビリティの向上
- ・ 総合的かつ計画的な取組の推進

(8つの分野)

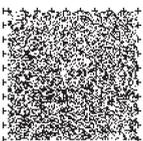
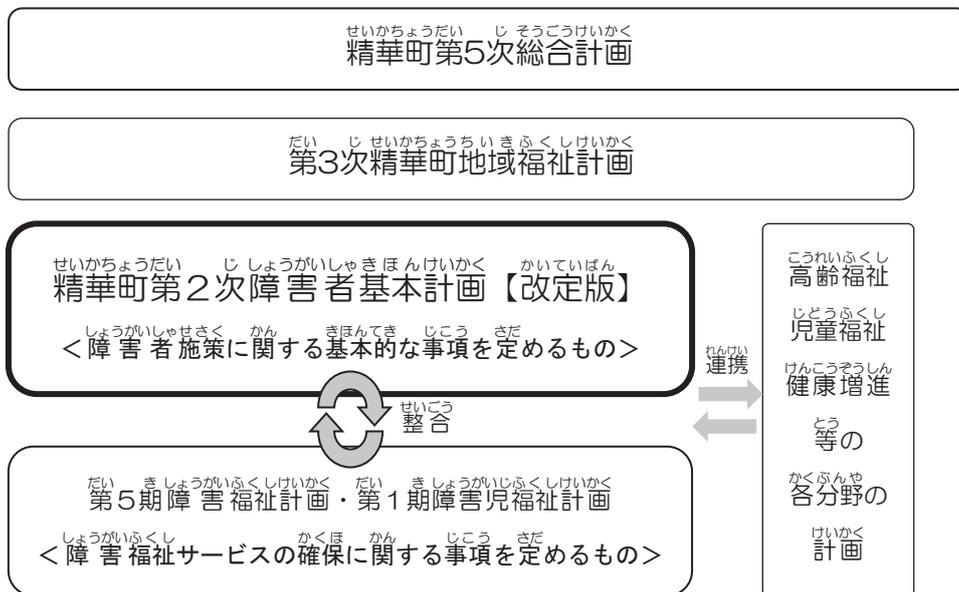
- ・ 共生社会の実現に向けた理解と交流の推進
- ・ 教育の推進
- ・ 生活の支援
- ・ 保健・医療の充実
- ・ 生活環境の整備
- ・ 雇用・就労の促進
- ・ スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興
- ・ 暮らしの安心・安全

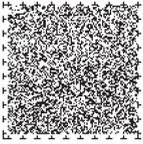


3. 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

- 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」は、町のまちづくりの最上位計画「精華町第5次総合計画」の障害福祉部門の施策を推進するための指針です。
- 同時に策定した「第3次精華町地域福祉計画」を上位計画としつつ、障害福祉に係る理念や目標を掲げて、目標の実現に向けた総合的な施策の体系を示します。
- 障害福祉サービス等の供給について、目標数値を掲げて具体的な整備を推進するために策定する「精華町障害福祉計画」「精華町障害児福祉計画」との整合を図ります。
 - ・ 「精華町障害福祉計画」は、「障害者総合支援法第88条第1項」の既定に基づいて地方自治体に策定義務がある「市町村障害福祉計画」となるものです。
 - ・ 「精華町障害児福祉計画」は、「改正児童福祉法第33条の20第1項」の既定に基づいて地方自治体に策定義務がある「市町村障害児福祉計画」となるものです。
- 国の「第4次障害者基本計画（平成30～34年度）」及び「第3期京都府障害者基本計画（平成26～31年度）」と整合を保ちつつ推進するものです。





4. 計画の対象

- 「障害者」とは、障害者基本法に規定する障害者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障害者を示しています。共生社会の実現のためには、障害の有無にかかわらず、広く住民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての住民を対象とします。
- 「障害のある人」の表現は、法律にいう「障害者」と同義です。法律・制度等の固有名詞で「障害者」という表記が使用されているものを除いて、この計画では「障害のある人」という表記で統一しています。

なお、法律上の障害者の定義は、以下のとおりです。

【障害者基本法における定義】

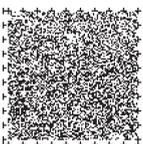
第2条において、障害者を次のとおり定義しています。

- 「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」

【障害者総合支援法における定義】

第4条において、障害者・障害児を次のとおり定義しています。

- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者を指す）



第2章 町の障害福祉に係る概況と課題

1. 人口動態

○ 総人口・年齢3区分別人口

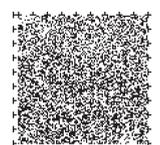
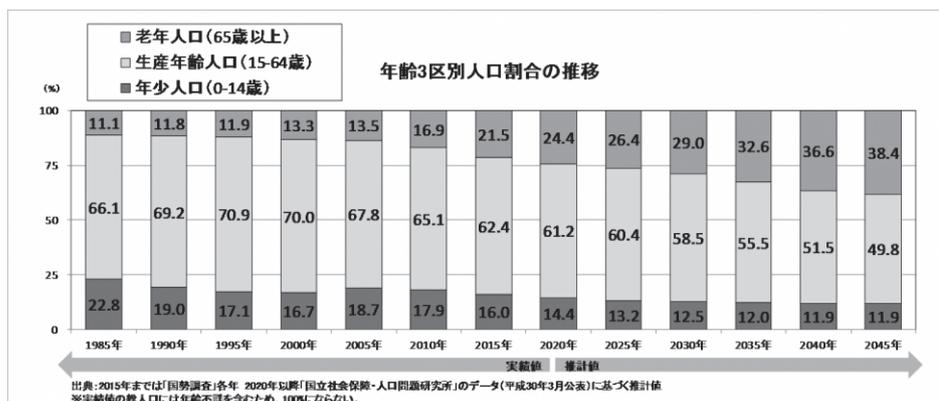
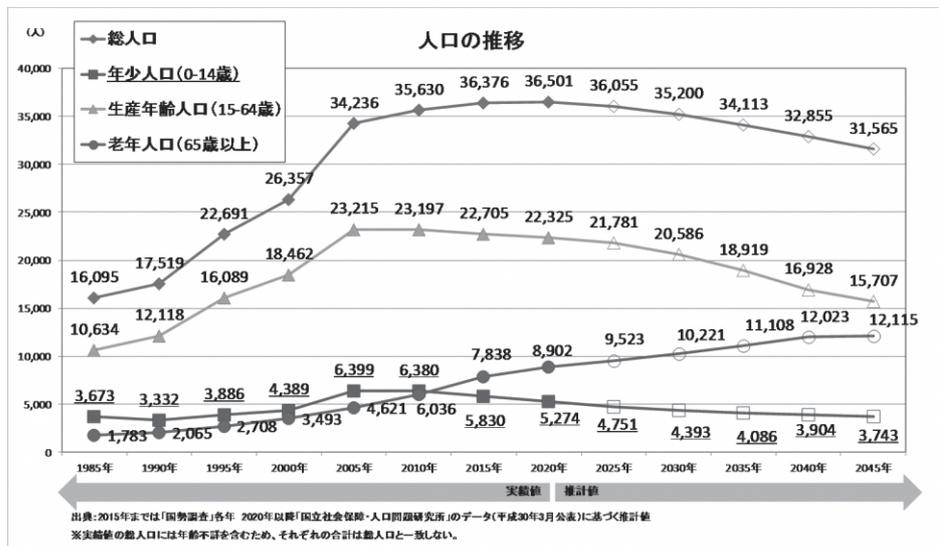
町の人口は2015年が36,376人、1985年から一貫して増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、2020年に36,501人のピークを迎えた後に減少に転じ、2045年には2015年人口から約5,000人減の31,565人となることが見込まれています。

年齢3区分別人口についてみると、2015年の老年人口比率(高齢化率)は21.5%、生産年齢人口は62.4%、年少人口は16.0%となっています。

同じく国立社会保障・人口問題研究所によると、今後、老年人口比率はさらに上昇し、2045年には38.4%になると推計されています。

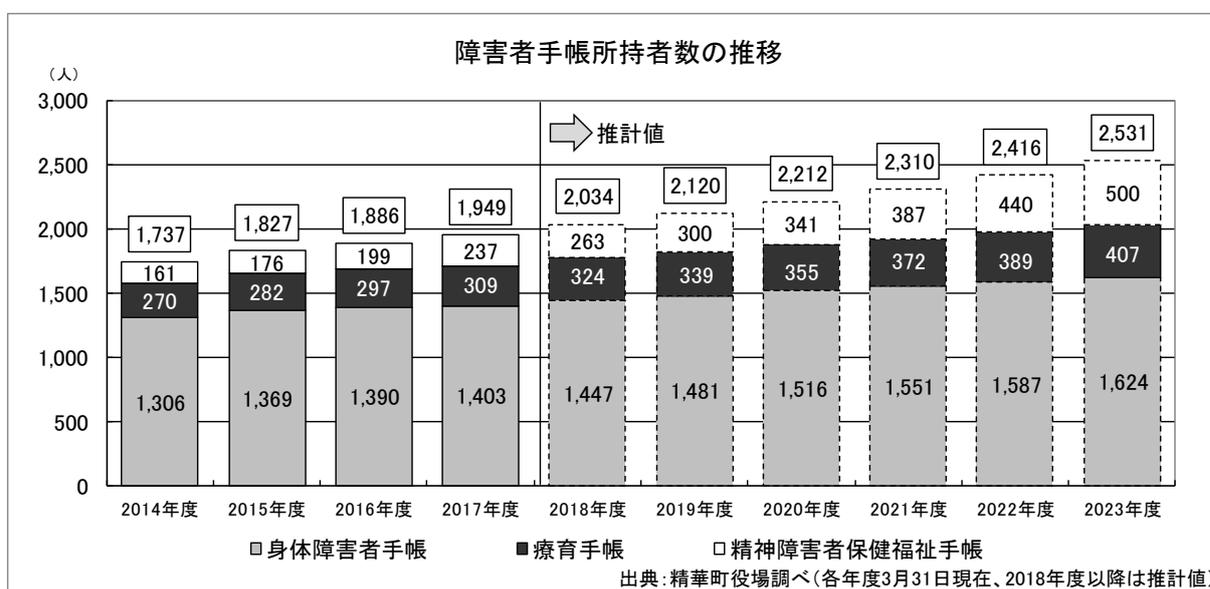
年少人口は、2005年の6,399人をピークに減少に転じており、2015年には5,830人となっています。2045年の推計値は、さらに約2,100人減少の3,743人となっています。



2. 障害者手帳所持者の概況

① 障害者手帳所持者数の推移

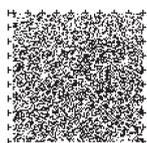
- 手帳所持者数は、それぞれの手帳で増加傾向にあり、2017年度では、合計で1,949人、2023年度の推計値では2,531人となっています。
- 手帳の内訳をみると、身体障害者手帳が1,403人、療育手帳が309人、精神障害者保健福祉手帳が237人となっており、いずれかの手帳を所持している障害のある子どもの数は148人となっています。



■ 障害者手帳所持者数の推移

	年度										
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
身体障害者手帳	1,306	1,369	1,390	1,403	1,447	1,481	1,516	1,551	1,587	1,624	
療育手帳	270	282	297	309	324	339	355	372	389	407	
精神障害者保健福祉手帳	161	176	199	237	263	300	341	387	440	500	
合計	1,737	1,827	1,886	1,949	2,034	2,120	2,212	2,310	2,416	2,531	
うち、障害のある子ども	143	143	149	148							

(各年3月31日現在；2018年度以降は推計値)



② 身体障害者手帳所持者の高齢化

- 身体障害者手帳所持者では、65歳以上の人の比率をみると年々増大しており、2017年度では73.6%となっています。

■ 障害者手帳所持者に占める65歳以上比率の推移 (%)

	年度									
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
障害者手帳所持者	53.0	51.4	51.7	53.2	54.1	55.4	56.3	56.4	55.3	
身体障害者手帳	66.7	65.7	66.9	67.8	69.1	71.1	72.0	73.1	73.6	
療育手帳	4.6	4.3	3.6	4.2	5.3	4.8	5.0	4.7	4.5	
精神障害者保健福祉手帳	3.7	5.2	5.0	12.2	12.4	13.0	15.9	16.6	12.7	

(各年3月31日現在)

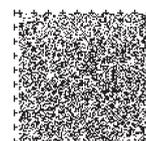
③ 障害者手帳所持者数(障害程度別等)

- 身体障害者手帳所持者では、1・2級の重度者の割合が約38%程度で推移しています。種別をみると肢体不自由と内部障害が約85%を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移(等級別) (人)

	年度									
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
1級	295	302	313	323	325	337	351	364	362	
2級	159	161	161	155	146	148	159	170	170	
3級	196	212	216	214	218	225	226	219	221	
4級	350	367	381	394	414	427	443	446	452	
5級	79	81	84	86	87	94	104	101	107	
6級	74	73	74	72	75	75	86	90	91	
合計	1,153	1,196	1,229	1,244	1,265	1,306	1,369	1,390	1,403	
重度者(1・2級)比率(%)	39.4	38.7	38.6	38.4	37.2	37.1	37.3	38.4	37.9	

(各年3月31日現在)



■身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

（人）

	ねんど 年度									
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
視覚障害	64	62	59	62	63	60	62	66	62	
聴覚障害・平衡機能	109	102	105	106	104	109	114	121	122	
音声・言語機能障害	17	19	17	17	15	15	16	16	16	
肢体不自由	597	612	632	641	652	672	698	697	707	
内部障害	366	401	416	418	431	450	479	490	496	
合計	1,153	1,196	1,229	1,244	1,265	1,306	1,369	1,390	1,403	

（各年3月31日現在）

○療育手帳所持者では、近年、A判定の重度者の割合が約40%程度で推移しています。

■療育手帳所持者数の推移（等級別）

（人）

	ねんど 年度									
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
エー A	100	102	110	117	116	115	117	123	120	
ビー B	117	128	140	142	150	155	165	174	189	
合計	217	230	250	259	266	270	282	297	309	
重度者（A）比率（%）	46.1	44.3	44.0	45.2	43.6	42.6	41.5	41.4	38.8	

（各年3月31日現在）

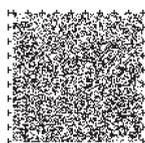
○精神障害者保健福祉手帳所持者では、近年、1級の重度者の割合は約10%程度で推移していますが、総数は大きく伸びており、うち3級の人の割合が増大しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

（人）

	ねんど 年度									
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
1級	19	20	20	14	13	17	18	20	24	
2級	55	73	73	68	73	79	79	87	99	
3級	33	42	48	49	59	65	79	92	114	
合計	107	135	141	131	145	161	176	199	237	
重度者（1級）比率（%）	17.8	14.8	14.2	10.7	9.0	10.6	10.2	10.1	10.1	

（各年3月31日現在）



3. 自立支援医療における支給認定の概況

- 自立支援医療支給認定者数は、増加傾向にあり、2017年度では、合計で535人となっています。
- 内訳をみると、育成医療、更生医療については微増傾向となっています。精神通院については、数年の間で大幅に増加しています。

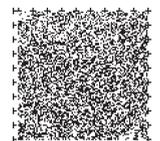
■ 自立支援医療における支給認定者数の推移

(人)

	年度								
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
育成医療					19	15	19	13	16
更生医療	71	84	87	100	102	99	87	103	101
精神通院	351	409	388	338	337	357	375	412	418
合計	422	493	475	438	458	471	481	528	535

(各年3月31日現在)

※ 育成医療については、2012年度以前は、京都府の事務事業であったため、統計資料が存在しません。



4. 特別支援教育の概況

- すべての小学校に特別支援学級を設置しているほか、通級指導のため、精北・川西小学校区の子どもに対応する川西教室と、山田荘・東光・精華台小学校区の子どもに対応する精華台教室を開設しています。
- 町内に南山城支援学校があります。
- 2018年5月現在の特別支援学級・学校に在籍する児童・生徒数は、下表のとおりとなっています。

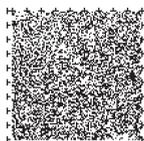
■特別支援学級の児童・生徒数

小学校	1年生	7
	2年生	8
	3年生	9
	4年生	9
	5年生	12
	6年生	8
合計		53
中学校	1年生	4
	2年生	10
	3年生	5
合計		19

■特別支援学校の児童・生徒数 (人)

小学部	12
中学部	12
高等部	26
合計	50

(2018年5月現在)



5. 山城南圏域*の社会資源の概況

○ 2019年1月現在の山城南圏域の社会資源（事業所数）は、以下のとおりとなっています。

■訪問系サービス

	居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問 介護	同行介護	行動介護	重度障害者等 包括支援
精華町	4	3	2	2	0
圏域(町外)	6	6	0	2	0

■日中活動系サービス

	短期入所 (ショートステイ)	療養介護	生活介護
精華町	0	0	7
圏域(町外)	4	0	8

■施設系サービス

	施設入所支援
精華町	0
圏域(町外)	1

■居住系サービス

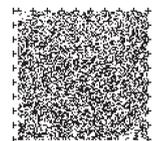
	自立生活援助	共同生活援助 (グループホーム)
精華町	0	2
圏域(町外)	0	5

■訓練系・就労系サービス

	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援(A型)	就労継続 支援(B型)	就労定着 支援
精華町	0	0	0	0	4	0
圏域(町外)	0	2	1	3	6	0

■障害児入所・通所支援事業

	障害児 入所支援	児童 発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
精華町	0	2	5	0
圏域(町外)	0	4	9	0



■相談支援事業

	計画相談支援	障害児 相談支援	地域移行支援	地域定着支援	障害者 相談支援事業	基幹相談 支援センター
精華町	1	1	0	0	1	1
圏域（町外）	6	6	3	3	1	1

■地域生活支援事業

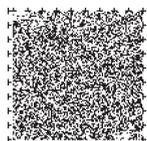
	日中一時 支援事業	移動支援 事業	地域活動 支援センター
精華町	4	2	0
圏域（町外）	5	3	1

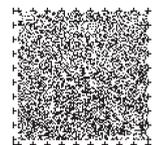
■その他の相談機関

	就業・生活 支援センター	成年後見 支援センター	児童発達 支援センター
精華町	0	(1)※	0
圏域（町外）	1	0	0

※ 成年後見支援センターは、2019年度中の開業見込み。

※ 山城南圏域とは、木津川市・精華町・和束町・笠置町・南山城村の1市3町1村を指します。





6. 住民の意識

- 平成30（2018）年2月に実施した「精華町の共生社会（障害福祉）に関するアンケート調査」の結果の概要は、以下のとおりとなっています。

■ 相談機関の連携や健康づくりの取組

- 平成23（2011）年度調査と比較すると、リハビリや健康診断の受診、かかりつけ医師等の有無などの回答は良くなっています。全体では健康づくりの取組は前進していると思われませんが、障害種別で状況をみていく必要があります。
- 病院が相談先として突出しており、役場、事業所、障害者相談支援センターが続いています。「どこに相談に行けばよいか分からない」といった問題点が指摘されており、相談機関の周知や連携が求められています。

■ 社会参加の促進

- 回答者全体の67.6%が一日おき程度の外出機会があり、57.9%が仲間や隣近所との交流があるなど、人とのつながりをもっています。町行事への参加度が上がる一方で、障害者団体やボランティアの認知度が下がる傾向にあります。
- 回答者全体の25.8%が福祉施設を含めた就労の場で働いています。精神障害者保健福祉手帳所持者は常勤やパート・臨時雇いで、療育手帳所持者は福祉施設で働いているなど、障害種別で就労形態が異なっており、就労実態やニーズの違いへの対応が求められます。

■ 地域ぐるみの人のつながりづくり

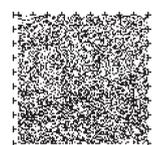
- 介助者では「近所付き合いがないため期待できない（11.8%）」「障害者がいることを知られたくない（3.8%）」といった回答があり、地域とのつながりに消極的な面があります。
- 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者について、地域とのつながりに消極的な回答があることから、地域ぐるみの介助者支援の対応が求められています。

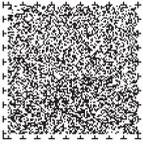
■ 差別解消の取組

- 障害者権利条約や合理的配慮等について、回答者全体の約3割が「知っている」と答えています。
- 15.1%に差別された経験があり、若い世代、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者に差別経験者の比率が高くなっています。就労の現場において、福祉施設で働いている、パート・臨時雇用の回答者について差別経験者の比率が高くなっています。
- 差別事例の回答は職場が最も多く、また、学校等の教育現場、建物や交通機関、情報コミュニケーション、医療、買い物や食事、地域や家庭について、具体的事例が挙げられています。

■ 介助者を含めた精神障害者の支援

- 精神障害者手帳保持者は「友人や相談相手はいない（26.3%）」「家族や親族以外の交流はない（43.8%）」といった回答があり、介助者についても「障害者がいることを知られたくない（12.5%）」など、人とのつながりが弱い状況がうかがえます。
- 福祉サービスによる支援とともに、地域における孤立を防ぐ取組が求められています。





7. 計画課題

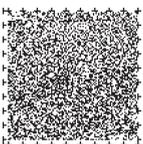
[1] 一貫した発達支援

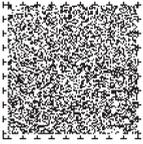
(概況)

- 町では、母子に対する訪問・相談支援や乳幼児健康診査、就学前教育・保育等を通じて、子どもの発達の遅れや障害の早期発見に努め、療育教室などによる早期対応を図り、円滑な就学、また、学校卒業後の生活へとつなぐ、切れ目ない支援の体制をつくっています。
- 特別支援学校と地域の学校との連携のもと、障害のある人が、住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らしていけるよう、自立と社会参加に必要な力を培うための教育を行っています。
- 放課後等デイサービスなどの整備が進んだことで、家庭や学校など子どもの生活場面での支援を工夫することよりも、障害福祉サービスの利用を優先させやすい状況が生じています。

(課題)

- 乳児期においては、子どもの障害や発達上の問題は、子育ての不安や育てづらさに結びつきがちであることから、新たに設置した母子包括支援センターの機能も活用して、さらなる対応の充実を図ることが求められます。
- 「子どもの障害に専門的な相談対応ができる医療機関」と「障害に応じた適切な支援を行える療育機関」を求める声が多くあり、障害の特性に応じた、専門性の高い支援が求められます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスなどを提供する事業所における療育の質の向上が求められます。
- 子どもが適切な療育を受けられるよう、放課後等デイサービスなどを利用する子どもの養育者に対して正しい知識の普及と意識啓発を図るとともに、子どもへの関わり方についての技能習得の機会を充実させていくことが求められます。
- 保育所等訪問支援事業の活用など、支援者が、保育所や学校、放課後児童クラブなど、支援が必要な子どもの生活場面において状況の改善を図っていくことを基本としていく必要があります。





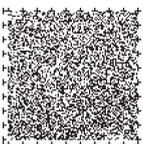
- 京都労働局、ハローワーク京都田辺などと連携して、「障害のある方向けの合同就職面接会」を年1回行っている他、町役場庁舎等において、ハローワーク京都田辺による出張相談会を月1回実施しています。
- 農業分野と福祉分野が連携する「農福連携」の取組が全国各地で盛んになっていることから、町においても、取組の進展に期待が寄せられています。
- 障害のある人同士や関係者との交流の機会、及び、社会参加の機会として「精華町障害児者ふれあいのつどい」を年1回行っているほか、パラスポーツ（障害者スポーツ）の普及・啓発も行っています。
- 平成32（2020）年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることから、パラスポーツへの関心が高まっています。

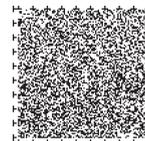
（課題）

- 学校卒業後の「生活の場」「余暇活動の場」「働く場」の充足に努める必要があります。とりわけ、重度障害のある人の日中の居場所が不足しており、送迎がある生活介護事業所の整備が求められています。
- 障害のある人が、その人らしく地域活動や文化芸術・スポーツ活動などに参加できるよう、機会の拡大と内容の充実を図るとともに、本人の自由な選択を基本として参加と交流のしやすさを高めていく必要があります。
- 企業の障害理解と障害のある人の雇用を促進するとともに、町役場での職域拡大や農福連携など多様な働き方の可能性を探り、障害のある人の働く意欲と能力に配慮、柔軟な雇用環境を創出・確保していく必要があります。
- 行政機関における、障害者就労施設等からの物品・役務に係る優先調達を進めていく必要があります。



精華町障害児者ふれあいのつどいでのパラスポーツ体験（ボッチャの体験中）





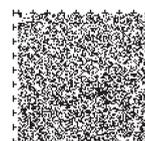
[3] 生活の安心の確保・堅持

(概況)

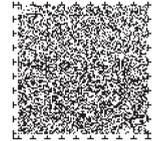
- 障害のある人が、地域で自立した生活を送るために必要なサービスを自ら選択し利用できるよう、役場窓口の強化や基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援事業所の強化を図るなど、体制の充実を図ってきています。
- 障害福祉サービスについても、量的充足と質の向上に努めてきていますが、医療的ケアが必要な人への対応などにおいて、整備の余地が残されています。
- いわゆる「親亡き後」の生活の場としてグループホームが望まれるところですが、24時間体制での運営に人材確保の困難が大きく、また、立地に係る地域理解を得る困難とも相まって、整備が進まない状況にあります。
- 行動障害や重症心身障害、重度の発達障害がある人などの生活支援基盤については、事業者の対応力を引き出す制度的な条件が十分でないことなどもあって整備が進んでいません。
- 健康の維持・増進を支援するとともに、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めて早期に適切な医療やリハビリテーションにつなげるとともに、適切な医療が受けられる体制を保っています。
- 近年の大規模な地震や集中豪雨などの発生によって住民の防災意識が高まり、地域における防災対策が進められる中で、障害のある人への対応の充実を進めています。
- 障害があることで、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどに巻き込まれやすい状況があります。

(課題)

- アンケート調査結果において「どこに相談に行けばよいかわからない」「専門相談ができる職員がいない」といった回答も一定あり、相談機関のさらなる周知と連携の向上が求められます。
- 絆ネットワークの強化を踏まえた「丸ごと相談支援」の整備を進めて、相談件数の増加と相談内容の複雑化・多様化に適切に対処する必要があります。



[4] 福祉人材の育成・確保



(概況)

- 福祉人材の確保は全国的な課題ですが、町においても、フォーマル、インフォーマル両方の人材が大きく不足しており、必要な施設・サービスの整備が進まない状況にあります。
- 「京都府精華町雇用対策協定」に基づいて「福祉職場・保育施設合同就職面接会」を実施するなどにより、人材確保に努めています。

(課題)

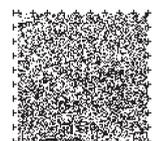
- 学校教育や社会教育における福祉教育を重視し、一人ひとりを大切に地域の福祉力を、継続的に高めていく必要があります。
- 福祉施設等が行っているインターンシップや児童生徒の職場体験などの機会が有効に活かされるよう、運営法人等との連携を図っていきます。
- 精華町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターは、福祉ボランティアセンター機能の位置づけですが、より広い住民ボランティアセンター機能との整理を図って、分野別の人材の相互乗り入れなどがしやすい状況を作っていくことが望まれます。
- 国・京都府などへの働きかけを行うとともに、山城南圏域での協議などを通じ、障害福祉に係る人材の育成・確保に計画的に取り組むことが求められます。
- 障害や発達等についての深い理解を培える研修など、福祉人材の専門性向上のための機会を増やし、既存の人材がより有効な相談支援等に当たれるよう図っていくことが求められます。

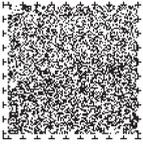


福祉施設・保育施設合同就職面接会の様子



保育所での手話教育の様子





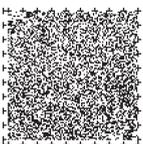
[5] 地域共生社会づくり

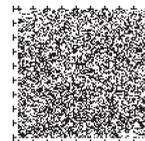
(概況)

- 障害と障害のある人への理解の促進は、依然として障害福祉分野の基本的な課題であり、障害があることを理由とした基本的人権の侵害がまだまだ残されています。
- 地域共生社会の制度基盤として、従来の、高齢・障害・児童など対象別の福祉サービスの考え方から、その人の生活のしづらさを地域社会として「我が事・丸ごと」で受け止める仕組みへの転換が国主導で進められています。
- 町においても、本計画と同時に、「第2次精華町地域福祉計画」を計画期中に抜本的に改め、地域共生社会づくりを牽引する「第3次精華町地域福祉計画」として策定したところです。

(課題)

- 障害と障害のある人への理解の浸透のため、引き続き啓発等を行い、当たり前な権利が侵害されていることへの気づきを持って、その改善に向かえる地域社会をつくっていくことが求められます。
- 生まれつきによるもの・病気や加齢によるもの・事故によるものなど、障害の原因も多様であり、肢体不自由や視覚障害のように外見からわかる障害もあれば、聴覚・言語障害や内部障害、精神障害など外見ではわからない障害もあることから、障害特性や特性に応じた配慮についての理解促進は継続して進めていく必要があります。
- 「障害者権利条約」「障害者差別解消法」等に基づき、あらゆる差別の解消を進める一環として、障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等を進めていく必要があります。
- 高齢・障害・児童など対象別の社会資源を有効に活かしながら、複合的な形で現れる一人ひとりの生活のしづらさを柔軟に受け止める共生型の福祉サービスについても検討していく必要があります。
- 地域の誰もが、必要な支援の「受け手」になり、「担い手」にもなる地域共生社会づくりに向けて、障害のある人もない人もともに社会を変えていく主体としての役割が一層期待されます。

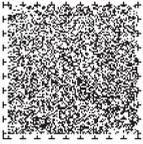




- まちのバリアフリー化と情報バリアフリー化をさらに進めて、移動やコミュニケーションが円滑に行える地域づくり、安心・安全な防災まちづくりを進めることが求められます。



差別解消法に関する講演会の様子



第3章 原則・理念と計画目標

1. 3つの原則

町では、

完全参加と平等 精華町らしい障害のある人の社会参加の促進

エンパワーメント 障害のある人の活動の活性化とまちづくりへの参加

生活環境におけるバリアフリー ノーマライゼーションへの挑戦

リハビリテーション 周辺市町村との連携による生活や自立の支援

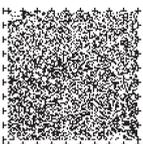
の4つの考え方のもとで障害福祉に係る施策を実施してきていることから、この計画が前提とする3つの原則を次のとおりとします。

[1] 基本的人権の尊重と差別の禁止

- 障害のある人もない人も、すべての人が基本的人権を有した個人として大切にされ、個人としてのその尊厳は守られるべきものです。
- 障害者基本法や障害者差別解消法にも規定されているとおり、障害のある人の活動を制限・制約する、障害を理由とする差別やその他の人権を侵害する行為は禁止されるべきものです。

[2] 自己決定と自己選択の尊重

- 障害福祉サービス等にあつては、障害の種別、程度に関わりなく、障害のある人自らが必要なサービスを選択し利用して、自らの自立と社会参加の実現を図ることができるように提供されるべきものです。
- 支援者の立場においては、障害福祉サービスを利用する人が、保健・医療・福祉・教育・雇用など多岐にわたる社会資源を総合的に活用できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援に努めなくてはなりません。



[3] ちいききょうせいしゃかい 地域共生社会づくり

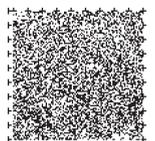
(しょうがいしゃきほんほうだいさんじょう
障害者基本法第三条から)

- すべてのしょうがいのあるひとに、しゃかいをこうせいするいちいんとしてしゃかい、けいざい、ぶんかその他あらゆるぶんや、かつどう、さんか、きかい、かくほの活動に参加する機会が確保されなければなりません。
- すべてのしょうがいのあるひとは、かのう、かぎ、だれ、せいかつ、せんたくの機会が確保され、ちいきしゃかいにおいてほかひとひときょうせいすることをさまたげられてはなりません。
- すべてのしょうがいのあるひとは、かのう、かぎ、げんご、しゅわ、ふく、た、いしそつうのためのしゅだんについてのせんたくの機会が確保されるとともに、じょうほう、しゅとく、りようのためのしゅだんについてのせんたくの機会のかくだい、はか、ひつようの拡大が図られる必要があります。

2. きほんりねん 基本理念

3つのげんそく、ふをちよう、しょうらい、ききゅう、すがた、つぎ
3つの原則を踏まえて、町が将来に希求するまちのあるべき姿を次のとおり
あらわ
表すこととします。

しょうがい
障害があってもなくても
だれ、じぶん、せいかつ、かがや、せいちちよう
誰もが自分らしく生活し輝けるまち 精華町



3. 計画目標

[1] 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける

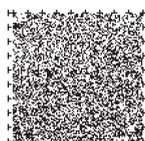
しひょう 指標	いっばんしゅうろうしやすう 一般就労者数	めい 8名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在策定中の「精華町第5期障害福祉計画」における2020年度末時点の目標値である8名を自指します。 ・ 2023年度末時点の目標値については、精華町第6期障害福祉計画（2021年～2023年度）の目標数値を参考にします。 		

- 障害や発達上の問題がある子どもが、自分の持てる力を十分に発揮して、その子らしく健やかに成長できるまちを目指します。
- 障害のある人の「輝きたい」「働きたい」思いにこたえる、社会参加と自己実現の場と機会が充実したまちを目指します。

[2] 誰もが安心して毎日の生活をおくれる

しひょう 指標	そうだんしや 相談者がいない人の割合	5%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「精華町の共生社会（障害福祉）に関するアンケート調査」の相談者の有無に関する質問を引用します。 ・ 2017年度調査においては、9.1%となっています。 		

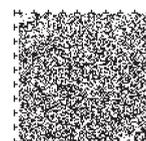
- 安心して生活できる住まいが確保され、必要な生活支援のサービスを自分で選んで利用することで、安心して生活ができるまちを目指します。
- 地域の連帯のもとでの防災・防犯の備えがあるまち、また、地震や洪水といった被災時に、多様な障害特性を踏まえた安心な避難が可能なまちを目指します。



[3] 差別や偏見のない、地域共生社会となっている

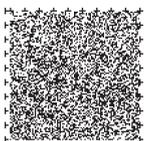
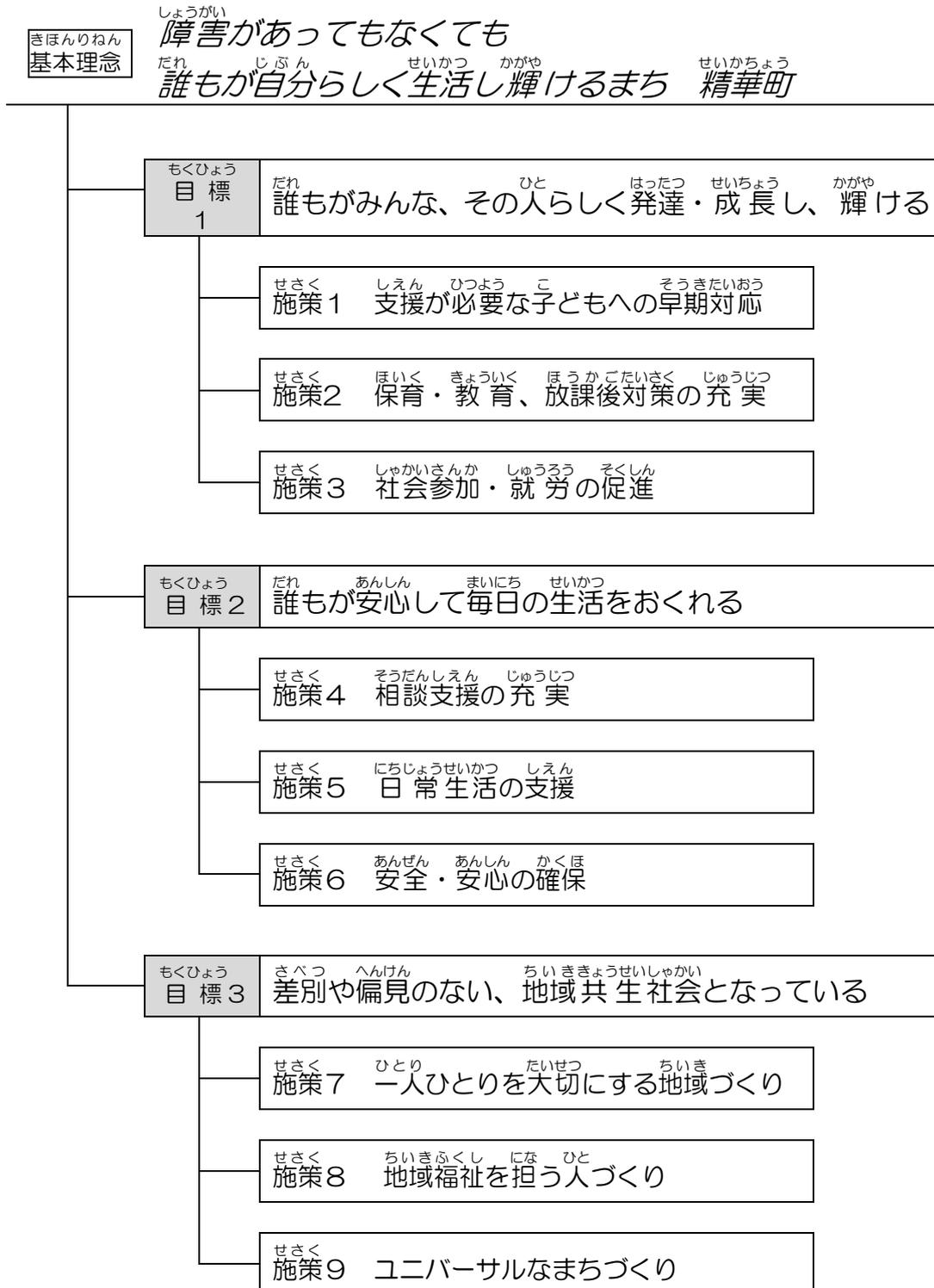
しひょう 指標	さべつかいしょうほう かん こうえんかいじゅこうしやすう 差別解消法に関する講演会受講者数	750名 めい
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年度より年1回を基本とし、講演会を実施しています。 ・ 2017年度の受講者数は135名となっています。 		

- 障害と障害のある人への理解が浸透した、人権侵害や差別・偏見のない社会、また、ユニバーサルなまちを目指します。
- 障害のある人もない人も日常的にふれあい、関わりあい、支えあい、みんなが参加する地域共生社会を目指します。



第4章 目標ごとの施策

1. 施策の体系



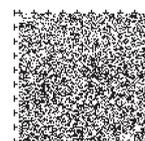
2. 具体的な施策

目標 1：誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける

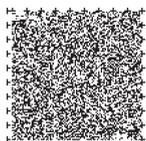
せさく 施策 1	しえん ひつよう こ そうきたいおう 支援が必要な子どもへの早期対応
--------------------	--

子どもとその保護者に接する機会を最大に活用して、一人ひとりの発達課題や障害になるべく早く気づき、保健・医療・福祉・保育・教育等の連携のもとで早期に適切な療育につなぐとともに、子どもを養育する家庭への支援を行います。

No.	とりぐみ 取組	ないよう 内容
1	しえん ひつよう こ 支援が必要な子ども の早期発見	・ 妊娠期から子育て期まで、母子健康包括支援センターにおいて、母子の健康と子どもの発達に係る一貫した相談支援を行います。
		・ 乳幼児健診において、専門的療育が必要な子どもを把握し、その発達に係る相談・支援を行います。
		・ 幼稚園の年中児クラスを対象として、発達障害等の早期発見のため、年中児発達サポート事業を実施します。
		・ 保育所において、支援が必要な子どもの早期発見に努めます。
2	そうき 早期の療育と 養育家庭への 支援	・ 専門的療育が必要な子どもを養育する家庭に対して、継続的な相談支援（フォロー教室）、訪問指導を行います。
		・ 専門的療育が必要な子どもの保護者等を対象に、子どもへの接し方を学ぶ講座（ペアレントトレーニング）を行います。
		・ 相談支援事業所につないで必要な障害児支援のサービスを提供するとともに、母子保健、子育て支援や教育等の機関、保健所等と連携し、子どもの生活場を基本とした支援体制を早期に構築します。
		・ 重症心身障害児など医療的ケアを必要とする子どもに対して、医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援の実施など、福祉サービスの拡充を図っていきます。



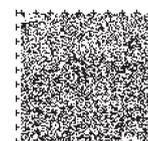
3	<p>早期発達支援の 重要性の啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援を通じて、相楽療育教室や発達支援ルーム「こねっく」等の療育教室の積極的な利用につながります。 放課後等デイサービスなど児童発達支援に係る事業所の適切な利用が図られるよう、療育が必要な子どもの保護者に対して、早期の発達支援の重要性の啓発を行います。
4	<p>子どもの成長に 即応する発達 支援の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保育所・幼稚園・小学校・中学校における発達相談等の連携会議などを通じて、町の発達支援システムが子どもの成長・発達にさらに即応したものとなるよう図ります。 新たに整備を計画する児童発達支援センターを核として、発達支援システムに係る体制を強化します。 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所について、放課後等デイサービスの質の確保や保育所等訪問事業の活用等を進めていきます。
5	<p>教職・援助職 の障害の理解と 対応力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保育士や幼稚園教諭、教職員、福祉専門職等に、発達障害・強度行動障害・高次脳機能障害等の障害、また、虐待や生活困窮等との複合的な困難がある子どもとその家庭について、それらの態様理解と子どもへの発達支援の技能向上のための研修等を行います。



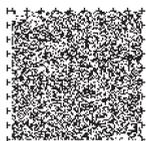
せさく 施策2	ほいく きょういく ほうかごたいさく じゅうじつ 保育・教育、放課後対策の充実
------------	--

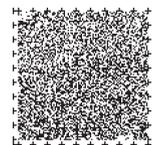
一人ひとりの子どもの発達や障害の特徴を踏まえた保育・教育を行うとともに、保育士・教職員等の適正配置と技能向上、保育所・学校教育施設等のバリアフリー化などを着実に進めることで、インクルーシブな保育・教育環境を充実させ、学校卒業後のライフステージにもつなぐ、一貫した切れ目のない支援を行います。

No.	取組	内容
6	障害児保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保育所において、町が実施している保育所巡回相談事業を継続し、関係機関との連携を保ちながら、障害のある子どもへの保育を実施します。
7	教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「つながりファイル(支援ファイル)」等も活用しながら、教育支援委員会や教育支援室による就学相談・教育支援による就学前から卒業後(支援学校については高等部)に至るまでの一貫した支援を行います。 小学校・中学校の校内委員会での教育相談や就園就学指導体制のもと、子どもの障害の状況を把握して相談活動を行います。
8	特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援委員会が中心となり、親とともに作る個別の教育支援計画や個別の指導計画、アセスメント票とその活用を図って、指導方法の工夫・改善に努めながら、切れ目のない教育支援を行います。 特別支援教育コーディネーターの役割を活かしながら、特別支援学校と小・中学校との、また在籍校と通級指導教室との連携した指導を行います。
9	子どもの個性を踏まえた進路指導	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校高等部の体験入学や進路相談への参加を促し、子どもの個性や障害特性に応じた進路選択を支援します。
10	保育・教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保育所や学校、放課後児童クラブへの、加配保育士・支援員、学業を支援する人の適正配置を進めます。 障害のある子どもが保育所や学校での生活を送る上で必要な設備の導入や施設のバリアフリー化など、合理的配慮を踏まえた環境整備を進めます。



11	放課後、学校長期 休暇期間の生活 の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等訪問支援事業を活用するなどにより、障害のある子どもへの、放課後児童クラブでの対応力の強化を図ります。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学級、特別支援学校及び通常学級の児童生徒等の参加による、夏季地域学校を行います。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後や学校長期休暇期間中の活動の場として、各小学校で精華まなび体験教室を実施します。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもとその家族を対象としてサマースクールやインタースクールなどふれあい体験教室を実施します。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業の適切な利用を促進します。





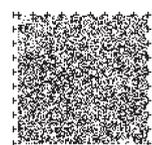
目標 1：誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける

<p>せ さ く 施策 3</p>	<p>しゃ かい さ ん か し ゅ う ろ う そ く し ん 社会参加・就労の促進</p>
-----------------------	---

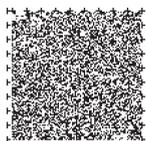
すべての障害のある人の、地域での日中の居場所が当たり前にあり、生涯を通じて文化芸術・スポーツ・レクリエーションなどの活動に親しみながら、仲間とともに生きがいを持って健やかに暮らせる地域社会づくりを進めます。

また、障害のある人の働く意欲と能力に心えられる地域社会づくりのため、町が規範となるよう努めながら、企業に対して、障害や障害のある人に対する理解と合理的配慮を踏まえた職場環境の改善を促すとともに、一般就労や福祉的就労の機会の確保、また、工賃の向上や新たな職域の拡大などを進めます。

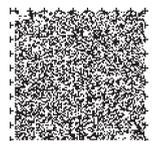
No.	と り く み 取 組	ない 容 内容
12	に っ ち ゅ う か つ ど う の ば 日 中 活 動 の 場 の かく 保 確保	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校が行う進路相談に参加し、生徒が学校卒業後の日中活動の場所をスムーズに確保できるよう支援します。 重度障害のある人の日中の居場所となる生活介護事業所の確保に努めます。
		<ul style="list-style-type: none"> 「精華町ふれあいまつり」において、実行委員会への障害者団体や当事者の参加を継続するとともに、障害のある人の文化・芸術活動プログラムの充実を図ります。 生涯学習の活動として、視覚障害者教室、聴覚障害者教室を実施するほか、図書館における点字・音声・映像図書の実充に努めます。
	よ 余 暇 か つ ど う と う の 活 動 等 の せ 促 進	<ul style="list-style-type: none"> 精華町立体育館・コミュニティセンター（以下：「むくのきセンター」とする。）で行う「精華町障害児者ふれあいのつどい」を通じて、障害のある人がスポーツに親しむ機会や体力・競技力向上の機会、また、スポーツを通じた障害のある人となりの交流が生まれる機会を提供することで、パラスポーツの振興を図ります。 むくのきセンターを拠点として、障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション活動を振興するため、スポーツ指導員の確保を図ります。



13	障害者雇用に係る知識普及と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 京都労働局との「京都府精華町雇用対策協定」に基づく取組として、障害のある人を対象とした就職フェアを実施します。
		<ul style="list-style-type: none"> 企業における、福祉教育・研修等の実施を支援します。
		<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に係る法定雇用率未達成企業の解消のため、障害者雇用率制度の周知を図ります。
		<ul style="list-style-type: none"> 毎年9月の障害者雇用支援月間を中心に、障害のある人の雇用の促進を図るための啓発活動を行います。
14	本人の特性を踏まえた進路指導・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 職業的自立を促すための早期からの就労支援として、進路指導、職業体験などを行います。
		<ul style="list-style-type: none"> 障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、障害者支援事業所、相談支援機関、学校、行政機関、ハローワーク、企業等の連携のもとで、本人の特性を踏まえた進路指導・就労支援を行います。
15	一般就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> 町職員にかかる障害者法定雇用率の遵守のため、障害のある人の計画的な採用を行います。
		<ul style="list-style-type: none"> 障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用し、企業が障害のある人の本格的な雇用に取り組みきっかけづくりを推進します。
		<ul style="list-style-type: none"> 企業や事業主への、各種助成制度を周知し活用を促すとともに、障害のある人の雇用に関する相談対応を行います。
		<ul style="list-style-type: none"> 企業への就職を希望する人に、必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う就労移行支援事業の活用を促進します。
		<ul style="list-style-type: none"> 職場定着支援の提供とともに、職場適応援助者（ジョブコーチ）制度の周知・啓発を図って、障害のある人の職場定着を支援します。
16	福祉的就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> 企業への就労が不安・困難な人の働く場としての就労継続支援事業所について、本人の希望に沿った利用ができるよう、山城南圏域での調整を図ります。
		<ul style="list-style-type: none"> 知的障害のある人や社会的引きこもりの人などが、一定期間、事業経営者の元で生活し、職業訓練を受けて一般雇用をめざす職親制度（京都府事業）の周知とつなぎに努めます。



17	障害のある人の 職域の拡大	・ 優先調達推進法に基づいて、町での物品・役務の調達において、障害福祉施設からの調達拡大を図ります。
		・ むくのきセンターや庁舎内などで授産製品等の販売機会を提供していますが、さらなる機会拡大を支援します。
		・ 農業と福祉の連携（農福連携）など、新たな職域の拡大を促進します。



せ さ く 施策4	そう だん し え ん じ ゅ う じ つ 相談支援の充実
---------------------	--

絆ネットワークを核として、障害福祉の分野を越える福祉をつなぐネットワークを強化し、また、庁内各課の窓口・連携等を見直すことで、相談から支援までをワンストップで
 行える体制づくりを進めます。

その中で、本人・家族の高齢化と「親亡き後」の現実化、障害の重度化・重複化など、
 複雑化・多様化する相談支援ニーズへの対応力を向上させながら、障害のある人の
 生涯に寄り添う、切れ目のない相談支援の提供に努めます。

No.	取組	内容
18	町役場窓口における相談対応等の充実	・ 各関係機関と連携して、ワンストップの情報提供・相談対応を行います。
		・ 合理的配慮における職員対応要領を運用し、全庁的に障害に配慮した対応を行います。
19	相談支援事業の充実	・ 事業所が行う相談支援の質の向上・調整のため、相談支援機能強化事業を実施するとともに、相談支援事業所の確保に努めます。
		・ 「京都大和の家」に委託し運営している「精華町こころの相談室」において、生きづらさを感じている人とその家族の相談等に対応します。
20	地域における相談活動の維持	・ 民生児童委員※に対して、定例会等で、障害についての情報提供や研修を行い、地域での相談機能を保ちます。
		・ 障害者相談員に対して、随時、障害についての情報提供や研修を行うとともに、毎月1回、町役場においての障害者相談会を実施します。

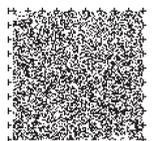
※ 民生児童委員：精華町では「民生児童委員」と呼んでいますが、厚生労働大臣から委嘱される民生委員・児童委員のことです。



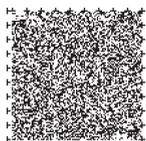
せ さ く 施策5	にちじょうせいかつ し え ん 日常生活の支援
---------------------	-----------------------------------

障害のある人が日常生活を営むために必要な障害福祉のサービスについて、その適切な利用ができる体制を保つとともに、さらに利用しやすくなるよう、質と量の両面からの充実に努めます。

No.	取組	内容
21	計画相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等を申請した人に対して、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直しを行うことで、適切なサービス利用を支援します。
		<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員とケアマネジャーが支援に必要な情報を共有できるよう連携を図ることで、介護保険制度の共生型サービスの適切な利用を支援します。
22	自立支援給付等による支援	<ul style="list-style-type: none"> 訪問系サービスや日中活動系サービスを中心とした障害福祉サービスの提供体制を保ち、事業者等と連携しながら充実に努めます。
		<ul style="list-style-type: none"> 保健所との連携のもと、難病のある人とその家族の相談に応じ、専門の相談会の紹介や在宅福祉事業を実施することで、療養生活を支援します。
23	精神障害のある人の地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉の関係者による協議の場を設置し、地域での居場所づくりや引きこもり状態の人とその家族への支援など、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。
24	地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制として、山城南圏域での地域生活支援拠点等（面的整備型）の整備を図ります。
		<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等（面的整備型）の整備の一環として、短期入所の整備を進めます。



25	がいしゅつしえん じっし 外出支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら行きたいと望む場所に移動できるよう、移動支援や移送サービスの充実に向けて人材確保や制度運用面での工夫等を図ります。 ・ タクシーチケットの支給、移動支援、福祉有償運送（移送サービス事業）など外出支援に係る制度等の周知に努めるとともに、ニーズを踏まえた活用促進を図ります。
26	コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山城南圏域での持ち回りにより、手話奉仕員養成講座を開催し、受講後の後期プログラムとして京都府の手話通訳者養成講座につなぐことで、人材の育成・確保に努めます。 ・ 町役場窓口での手続きの円滑化のため、公文書の分かりやすい表現や意思疎通支援を行うとともに、コミュニケーションの困難がある人への対応において、ICT（情報通信技術）など新たな手段の活用を試行していきます。
27	住まいの確保への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅生活動作補助用具の給付や、京都府の住宅建設（改良）資金の融資等の制度について、町の広報誌をはじめ、ホームページ、パンフレットによる周知と利用促進を図ります。 ・ 障害のある人の住み慣れた地域での暮らしへの支援、また、入所施設から地域生活への移行の促進のため、グループホーム事業等を促進します。 ・ 高齢者や障害のある人の入居に配慮し、公営住宅の建設・建て替えに際しては、バリアフリー設計・改修を進めていきます。
28	経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や京都府の事業である障害年金や特別障害者手当、また、町単独事業の心身障害者福祉手当などを、該当する人に対して支給するほか、交通費割引や高速道路の割引等の各種の減免制度等の周知と利用勧奨を行います。 ・ 更生医療・育成医療・精神通院医療によって医療費負担を軽減するほか、障害のある人に対する福祉医療費助成を行います。
29	第三者評価事業の実施促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービス提供事業者が事業運営の改善やサービスの質の向上を図ることができるよう、公正・中立な第三者機関による専門的かつ客観的な評価の活用を促進します。

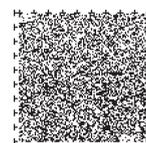


せ さ く 施策6	あんぜん あんしん かくほ 安全・安心の確保
---------------------	----------------------------------

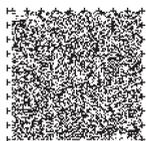
健康の維持・増進を支援するとともに、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めて早期に適切な医療やリハビリテーションにつなげることにより、障害の予防や軽減、また、重度化・重複化等の予防に努めます。

地震・土砂崩れ、洪水などの自然災害や火災、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから、生命や財産を守ることでできる体制を充実させ、誰もが自ら望む地域で安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

No.	取り組む	内容
30	健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> 健（検）診の受診勧奨を行うとともに、健診結果に関して助言等を行う相談会や、メタボ（ダイエット）教室・糖尿病教室の実施など健診後のフォローを行って早期治療へとつなげます。
		<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、安全な妊娠出産に対する教育・保健指導を行います。
		<ul style="list-style-type: none"> こころの体温計、こころの推進員、ゲートキーパー等、こころの健康に関する啓発を行います。
31	医療体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> 医師会、歯科医師会との連携のもとで、住民が必要な時に身近で適切な治療を受けることができるよう、医療体制を維持します。
32	防災・防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各自自主防災組織での防災訓練における防災情報の提供、ホームページやSNS等を通じた災害情報の提供を行うほか、地域の行事等の機会を捉えて福祉に関する意識啓発を行います。
		<ul style="list-style-type: none"> 精華町地域障害者自立支援協議会からの参加を得て町の防災訓練を行います。
		<ul style="list-style-type: none"> 各自治会や自主防災組織で災害時要配慮者を把握できるように、避難行動要支援者の台帳配布を行います。
		<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な人への対応も踏まえながら、避難行動要支援者避難支援個別計画を順次作成します。



32	防災・防犯対策の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <small>さいがいじ ふくしひなんしよ じつかどう</small> 災害時に福祉避難所の実稼働ができるよう、<small>ほけんじよ じよげん</small> 保健所の助言をもとに、<small>きやうてい ていけつ</small> 協定を締結している事業者と入念な協議・調整を行い、<small>かいご かいじよ ひつよう ふ</small> 介護・介助の必要を踏まえた備蓄や電源の確保などについて福祉避難所運営マニュアルの整備や避難訓練の実施をとおして、<small>ぐたいてき そな はか</small> 具体的な備えを図っていきます。
		<ul style="list-style-type: none"> <small>ほうさいぎやうせいむせん も しほうそう おんせいこくちほうそう</small> 防災行政無線、文字放送、音声告知放送、<small>はいしんとう かつよう</small> メール配信等を活用した災害情報伝達システムの<small>かくじゆう はか</small> 拡充を図ります。
		<ul style="list-style-type: none"> <small>さいがいじ</small> 災害時のボランティア確保と受入体制の整備を進める中で、災害時<small>な</small> 要配慮者対策について、<small>たいお</small> 適切な対応ができるよう<small>そな</small> 備えていきます。
		<ul style="list-style-type: none"> <small>あくしつしやうほう たじゅうさいむ</small> 悪質商法や多重債務など消費生活に関するトラブル回避のため、<small>しょうひせいかつ かん</small> 消費生活相談や法律相談を実施するほか、<small>かいひ</small> 民生児童委員や警察等と連携して、<small>しょうひせいかつそうだん ほうりつそうだん じっし</small> 地域の交通安全の見守りや防犯活動を促進します。

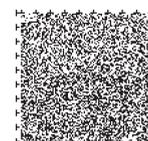


せ さ く 施策7	ひ と り た い せ つ ち い き 一人ひとりを大切にする地域づくり
---------------------	--

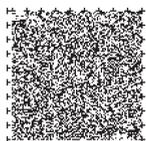
多様な媒体を用い、また、「障害者週間」等での啓発イベントなどを通じて、障害の種類や特性、障害のある人に対する理解と配慮、「障害者に関するマーク」の理解についての啓発に努めるとともに、障害のある人とない人の交流を促進します。

精神上的障害によって判断能力が不十分な人を保護し法的に支援する成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進するとともに、人権侵害・虐待の防止と事案発生時の適切な対応を行います。

No.	とりのく 取組	ないよう 内容
33	障害のある人に対する差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法についての周知啓発に努めるとともに、「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や精華町職員対応要領を踏まえて、障害のある人に対する差別の解消に努めます。
34	障害のある人やない人の相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 精華町障害児者ふれあいのつどい等における交流機会づくりやパラスポーツ、農福連携などの取組を通じて、障害のある人やない人、異なる障害のある人などの相互理解を促進します。 「障害者週間（12月3日～12月9日）」等を活用し、障害と障害のある人についての理解促進のための街頭啓発やリーフレットの配布、講演会、交流活動などを行います。 人権週間（12月4日～12月10日）に行う人権啓発事業の中で、障害福祉をテーマとした講演会や交流活動などを実施します。 町の広報誌やホームページ、新聞、テレビ、CATVなどを活用して、障害理解に係る広報・啓発を行います。
35	地域生活を支えるコミュニティ・ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人がいる世帯を、地域の中で継続的に緩やかに見守ることができるよう、個別の状況を踏まえて、援助職や民生児童委員、地域住民とのネットワークを構築します。



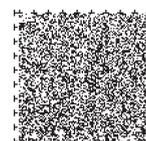
36	けんりようご すいしん 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成31(2019)年度に精華町社会福祉協議会に委託して成年後見支援センターを設置し成年後見制度の利用促進を図るとともに、市民後見人や法定後見組織の育成、制度利用が困難な人に対して、町による制度利用の申し立てを行います。
		<ul style="list-style-type: none"> 精華町社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業についての周知と制度の浸透、利用促進に努めます。
		<ul style="list-style-type: none"> 精華町地域障害者自立支援協議会の権利擁護部会において、障害のある人の親亡き後の生活支援や金銭管理、財産管理など、権利擁護のあり方について協議を進めていきます。
		<ul style="list-style-type: none"> 精華町市民後見人連絡会の活動を支援します。
37	じんけんしんがい ぎゃくだい 人権侵害・虐待の ぼうし と 適切 な たいおう 対応	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の人権と虐待防止に関する周知啓発に努めるとともに、京都府権利擁護センターや精華町社会福祉協議会、相楽地域障害者生活支援センターなどと連携して、人権侵害や虐待のケースに適切に対応していきます。



せさく 施策8	ちいきふくし にな ひと 地域福祉を担う人づくり
-------------------	------------------------------------

精華町社会福祉協議会などと連携し、福祉ボランティアの育成や確保に努めるとともに、地域住民相互の関係づくりや見守り活動、助けあい活動を担う人材や団体の育成のほか、ボランティアやNPOの育成・支援に取り組むなど、地域における福祉活動を促進します。

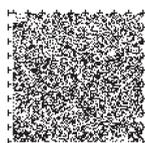
No.	取組	内容
38	福祉教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域における助けあい・支えあいの基盤づくりに向けて、住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう、学校教育や社会教育等を通じた福祉教育を行います。
		<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害のある人と手話通訳者を保育所に派遣し手話教室をとおして、幼少期から言語である手話に親しめる機会を設けます。
39	ボランティアの育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体による諸活動を促進するとともに、精華町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの機能を拡充する中で、福祉ボランティアの活動の活性化を図ります。
		<ul style="list-style-type: none"> 訪問活動・相談・付き添い・点訳・手話通訳・要約筆記などのボランティア養成講座を充実させ、人材の育成を図ります。 成人式や各種講座で手話通訳・要約筆記を実施するなど、イベントで啓発活動を行います。
40	ボランティア等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> NPOやボランティア活動の育成に努めるとともに、活動の活性化のため、場の提供や、活動間の連携促進、地域とのつなぎなどを行います。
		<ul style="list-style-type: none"> ボランティアサークルやNPO法人が地域社会の問題解決に取り組む事業に対する支援の一環として、京都府の地域力再生プロジェクトの広報及び申請相談や受付業務を行います。
41	専門人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 国や京都府への専門従事者の計画的な養成を要望します。
		<ul style="list-style-type: none"> 山城南園域の行政や事業者、学校等との連携のもとで、福祉人材フェアの開催や町外への雇用情報などの発信等により、専門人材の確保に努めます。



せさく 施策9	ユニバーサルなまちづくり
-------------------	---------------------

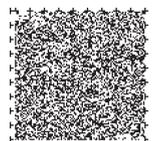
「高齢者・障害者の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「京都府福祉のまちづくり条例」「精華町やさしいまちづくり整備指針」などに基づき、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちのバリアフリー化を進めるとともに、合理的配慮を踏まえた情報保障の推進を図ります。

No.	取組	内容
42	公共公益施設の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> 公共公益施設について、多目的トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善、障害者用駐車場の確保を推進するとともに、観光パンフレット等へのバリアフリー情報の掲載を図ります。
		<ul style="list-style-type: none"> 民間施設の建設や既存施設の改修において、「精華町やさしいまちづくり整備指針」に基づいて事前協議を行い、整備に向けた指導・助言を行います。
43	道路・交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為等に伴う道路・公園の整備にあたり、段差解消や歩道幅員の確保を図ります。
		<ul style="list-style-type: none"> 歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、視覚障害者誘導用ブロックなど、町道路施設を計画的に改良します。
		<ul style="list-style-type: none"> 道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置など、設備の改善を関係機関に要望します。
44	合理的配慮を踏まえた情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活の様々な場面での合理的配慮が広く行われるよう、町の広報や講演会等を通じた理解促進と配慮の好事例の周知を図るとともに、「まちの福祉サポート店」の普及を進めます。
		<ul style="list-style-type: none"> 町の広報誌やホームページなど、町が発信する諸情報について、音声読み上げや色彩調整なども含めたバリアフリー化を進めるとともに、ICTの活用等による情報伝達手段の多様化を図ります。
		<ul style="list-style-type: none"> 町の各種計画やその他の刊行物等について、住民の生命・財産に係る重要なものや概要版・普及啓発資料などを中心に、障害のある人への合理的配慮を図っていきます。



44	合理的配慮を踏 まえた情報提供 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口において、筆談セット、SPコード読取り機、UDトーク※(コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ)を設置し、資料作成の際には、必要に応じて漢字にルビを振るなど対応します。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚・言語障害者がファクスで119番通報できる体制を運用していますが、さらに広くファクス等を活用した情報伝達システムの整備を進めます。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育・教育における合理的配慮の提供充実に努め、聴覚障害のある生徒の学習に関して、UDトークを活用できる環境を運用します。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 朗読ボランティア「ひびき」が作成したテープの貸し出しを、精華町社会福祉協議会事務局や町立図書館で行います。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 町役場でのシステム導入時など、障害のある人の視点が反映できるよう、助言等を行います。

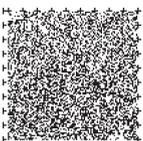
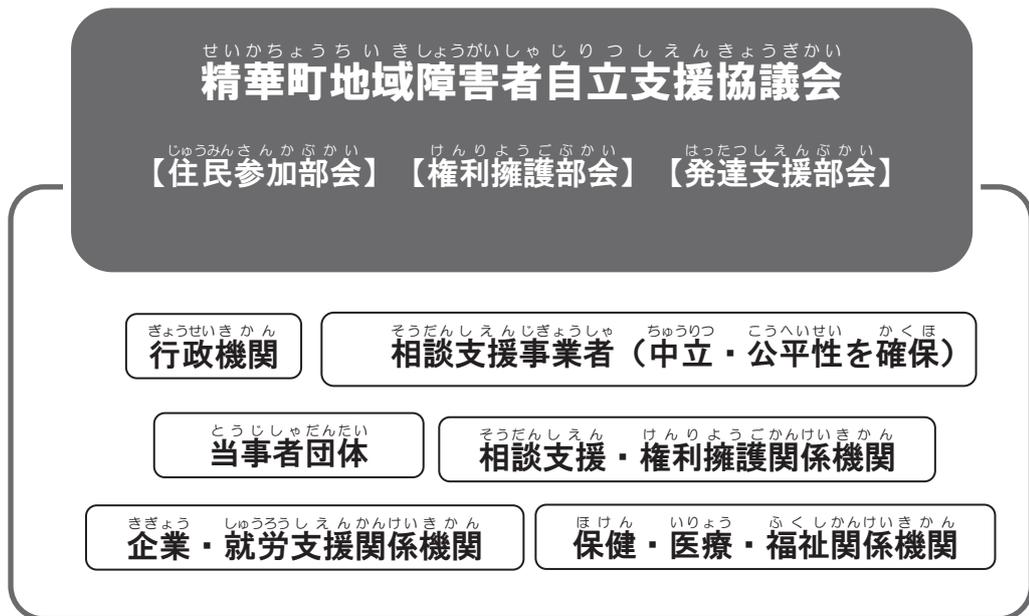
※「UDトーク」はShamrockRecords株式会社の登録商標です。



第5章 計画の推進

1. 精華町地域障害者自立支援協議会の役割

- ・ 地域の障害福祉に関するシステムづくりについて検討する中核的な役割を果たす協議体です。
- ・ 「地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議」「多様なニーズを有する援助困難ケース等についてのケアマネジメント」「地域の社会資源の開発及び改善等」について協議します。
- ・ 併せて、多用化している障害福祉のニーズに対応するため、3つの部会を設置しています。
 - 住民参加部会…当事者目線に立ち、主に合理的配慮や災害時要配慮者対策などの検討をしています。
 - 権利擁護部会…人権侵害や差別・偏見の解消や成年後見など権利が保障される社会のあり方について検討をしています。
 - 発達支援部会…児童やその保護者が安心して生活できるために必要な障害児支援のあり方について検討をしています。



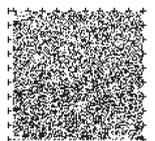
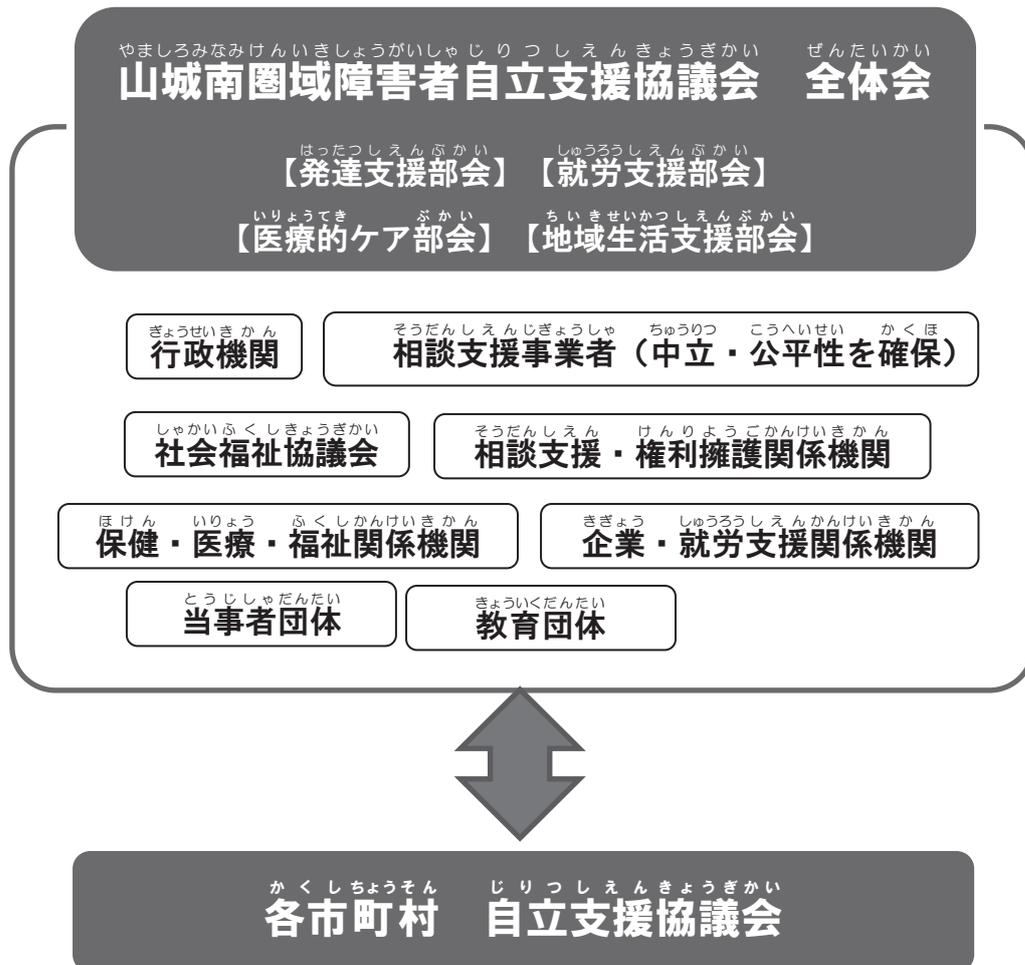
2. 計画の進行管理

- この計画は、住民、ボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供者、企業など、地域で活動するあらゆる行動主体と行政との協働のもとで推進を図っていく必要があります。
- 計画の進行管理は、精華町地域障害者自立支援協議会から適切な評価を得ながら、町役場の障害福祉行政の所管課において行います。

3. 山城南圏域・京都府との連携・協調

- サービス調整や福祉人材の育成・確保、国への要望など、町単独での対応よりも、山城南圏域や京都府との調整・連携により取り組むべき事柄については、情報共有等を密に図りながら協調して対応します。
- 障害者総合支援法や児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターの設置などが求められる中、今後、山城南圏域の障害者自立支援協議会との協調が一層必要となります。

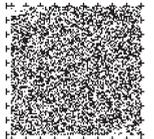
【山城南圏域障害者自立支援協議会 推進体制】



し
資

りょう
料

へん
編



資料1 精華町障害者基本計画策定委員会設置条例

(目的及び設置)

第1条 本町における障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的、かつ、計画的な推進を図るための精華町障害者基本計画(以下「障害者基本計画」という。)策定に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として精華町障害者基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、障害者基本計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、町長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 1人以内
- (2) 関係団体等の代表者 10人以内
- (3) 関係行政機関の代表者 5人以内
- (4) 一般公募の町民 3人以内

3 一般公募の町民の選考方法については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議の期間とし、審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう いいんかい かいちょう しょうしゅう かいちょう ぎちよう
第6条 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 いいんかい いいん はんすう しゅっせき ひら
委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 いいんかい ぎじ しゅっせきいいん はんすう けつ か ひどうすう ぎちよう けつ
委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する
ところによる。

せんもんいじん
(専門委員)

だい じょう ちょうちょう ひつよう みと せんもんてき ちょうさけんきゅう じゅうじ せんもん
第7条 町長は、必要があると認めるときは、専門的な調査研究に従事する専門
いじん いしよく
委員を委嘱することができる。

2 ぜんこう ちょうちょう だい じょうだい こうだい こう きてい がくしきけいけん ゆう もの
前項において町長は、第3条第2項第1号に規定する学識経験を有する者を
せんもんいじん いしよく
専門委員に委嘱することができる。

3 せんもんいじん とうがいせんもんじこう かん ちょうさ しゅうりよう かいにん
専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときに、解任されるものと
する。

せんもんぶかい
(専門部会)

だい じょう かいちょう ひつよう みと いいんかい せんもんぶかい い か ぶかい お
第8条 会長が必要と認めるときは、委員会に専門部会(以下「部会」という。)を置
くことができる。

2 ぶかい ぶかいちょう お かいちょう しめい いいん
部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもってあてる。

3 ぶかい ぞく いいん かいちょう しめい
部会に属する委員は、会長が指名する。

いけん ちょうしゆ
(意見の聴取)

だい じょう かいちょう いいんかい ひつよう みと いいんいがい もの
第9条 会長は、委員会において必要があると認められるときは、委員以外の者を
かいぎ しゅっせき せつめいまた いけん き
会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

しよむ
(庶務)

だい じょう いいんかい しよむ けんこうふくしかんきょうぶふくしか しより
第10条 委員会の庶務は、健康福祉環境部福祉課において処理する。

いにん
(委任)

だい じょう この じょうれい さだ いいんかい うんえい ひつよう じこう
第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、
ちょうちょう べつ さだ
町長が別に定める。

ふ ぞく
附 則

1 この じょうれい こうふ ひ せこう
この条例は、公布の日から施行する。

2 この じょうれい せこう さいしょ いいんかい しょうしゅう だい じょう きてい
この条例の施行後最初の委員会の招集は、第6条の規定にかかわらず、
ちょうちょう おこな
町長が行う。

資料2. 平成30年度精華町障害者基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	団体名等	委員名	役職等
学識経験者	龍谷大学 社会学部	たるい 樽井 やすひこ 康彦	准教授
関係団体等の 代表者代表者	精華町身体障害者協議会	ふじむら 藤村 おさむ 修	会長
	精華町ボランティア連絡協議会	きたお 北尾 なおみ 直美	
	(福) 精華町社会福祉協議会	すぎやま 杉山 のりひさ 典寿	局長
	精華町民生児童委員協議会	たかはし 高橋 あさこ 朝子	副会長
	(社) 相楽医師会 精華班	ふじむら 藤村 さとし 聡	院長
	精華町地域障害者自立支援協議会	ぼんどう 坂東 としかず 敏和	会長
	相楽郡ろうあ協会	いわい 岩井 たけし 武志	会長
	(株) ナカムラ ケアステーション精華	さくらぎ 櫻木 ゆうき 佑樹	サービス管理 責任者
	(福) 相楽福祉会 相楽デイセンター	ほそみ 細見 こうじろう 絃次朗	
	(一社) 京都精神保健福祉協会	よしむら 吉村 やすたか 安隆	事務局長
関係行政機関 の代表者	京都府立南山城支援学校	おさき 尾崎 しんじ 伸次	副校長
	京都田辺公共職業安定所	きのした 木下 ひろゆき 裕之	所長
	京都府山城南保健所	やまうち 山内 としかず 俊和	室長
	精華町教育委員会	おさき 尾崎 まさこ 万佐子	教育指導主事
一般公募		おおだいら 大平 ひさよ 久代	一般公募
		えんどう 遠藤 のぶお 喜生	一般公募
		たなか 田中 くにひろ 邦博	一般公募

回数	日時	内容
第1回	平成30年 7/23(月) 午後1:30~	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱・紹介 会長・副会長の選出 障害者基本計画の関連法等の動向について 「精華町第5期障害福祉計画・精華町第1期障害児福祉計画」の概要について 障害者基本計画に関するアンケート結果について
第2回	平成30年 10/15(月) 午後1:30~	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町第2次障害者基本計画」に基づく取組状況について 「精華町第2次障害者基本計画」の半期改定の考え方について
第3回	平成30年 11/27(火) 午前10:00~	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」の素案について
第4回	平成31年 1/21(月) 午後1:30~	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」の素案について
第5回	平成31年 3/25(月) 午後1:30~	<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントの結果について 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」の案について 答申の案について
パブリック・コメントの募集 平成31年2月13日~3月13日		町ホームページ、町役場福祉課(2階)、町立図書館、地域福祉センターかしのき苑、人権センターで公開

資料4 精華町障害者基本計画の策定について（諮問）

30 精福第904号

平成30年7月23日

精華町障害者基本計画策定委員会会長 様

精華町長 木村 要

精華町第2次障害者基本計画の改定について（諮問）

平成26年1月、国は障害者権利条約の批准に伴い、障害者差別

解消法の成立、並びに障害者雇用促進法及び障害者総合支援法の改正

など、障害福祉に関する国内法の整備をしたことから、平成24年3月

に策定された精華町第2次障害者基本計画について一部見直しを図る

ため、精華町障害者基本計画策定委員会設置条例（平成12年条例第3

4号）第2条の規定に基づき、貴委員会に諮問します。

資料5 精華町第2次障害者基本計画【改定版】について（答申）

平成31年3月25日

精華町長 木村 要 様

精華町障害者基本計画策定委員会
会長 樽井 康彦

精華町第2次障害者基本計画【改定版】について（答申）

本委員会は、地域福祉計画が各分野の福祉計画等の上位計画の位置づけとなり、地域共生社会の実現を図っていくことが求められる中において、町長の求めに応じて「精華町第2次障害者基本計画」の中間見直しを行ってきました。

全5回の熟議を通じ、自らの選択のもとで、誰もが自分らしく生活し社会参加できる地域社会づくりの一層の推進を図るための見直しを行い、ここに「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」の案として取りまとめたところです。

全庁的・全町的に取り組む「地域共生社会の実現」と軌を一にする計画として、以下の点について十分留意して、計画の着実な推進を図っていただきたいと考えています。

1. 障害のある人や援助職等との対話を通じて、また、新たな技術の積極的な活用にも努めて、行政が範を示しつつ、合理的配慮の一層の拡充を図っていただきたい。
2. 障害のある人への切れ目のない支援が保たれるよう、新たな連携の開拓等を進めて、地域社会の営みの中で、「生活の場」「余暇活動の場」「働く場」の確保に努めていただきたい。
3. 町の自立支援協議会を軸に、圏域連携も図りながら、地域の福祉職場の魅力、高い支援スキルの学びが得られる環境、生活環境の豊かさなどを活かすことで、これからの福祉人材の計画的な育成と確保に努めていただきたい。

しりょう しょうがいしゃ
資料6 障害者マークについて

名 称	概 要 等	所管先(マークに関する問い合わせ先)
<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL： 03-5273-0601 FAX： 03-5273-1523</p>
<p>身体障害者標識(身体障害者マーク)</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL： 03-3581-0141 (代)</p>
<p>聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL： 03-3581-0141 (代)</p>
<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL： 03-5291-7885</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL： 03-3225-5600 FAX： 03-3354-0046</p>

名 称	概 要 等	所管先(マークに関する問い合わせ先)
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL： 03-5253-1111 (代) FAX： 03-3503-1237</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL： 03-3221-6673 FAX： 03-3221-6674</p>
<p>ハート・プラス マーク</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL： 080-4824-9928</p>
<p>障害者雇用支援マーク</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしく申し上げます。</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター TEL： 052-218-2154 FAX： 052-218-2155</p>

名 称	概 要 等	所管先(マークに関する問い合わせ先)
<p>「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク (社会福祉法人日本盲人会 連合推奨マーク)</p> 	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 TEL： 058-214-2138 FAX： 058-265-7613</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課社会参加推進担当 TEL： 03-5320-4147</p>
<p>京都思いやり駐車場 マーク</p> 	<p>障害のある方、高齢者や難病の方、妊産婦やけがをされた方など歩行が困難な方を対象とした「おもいやり駐車場（車いすマークの駐車場等）」のマークです。</p> <p>おもいやり駐車場を利用できる人を明らかにし、この駐車場を必要な方が利用しやすくなることを目指しています。</p>	<p>京都府健康福祉部福祉・援護課 TEL： 075-414-4551 FAX： 075-414-4615</p>

出典：内閣府ホームページ、京都府ホームページ

【あ】

アクセシビリティ

情報などが本人の状態や能力の違いによらず、様々な人が同じように利用できる状態やその度合い。

多言語の翻訳機能や音声読み上げ機能、字幕など様々なツールが開発され、アクセシビリティを保障している。

ICT（アイシーティ）

日本語では「情報通信技術」と表現される、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。また、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称の意味も含まれる。

SPコード（エスピーコード）

SPコードは、紙に掲載された情報をデジタルに変えるためのシンボル。専用の読み取り機もあり、シンボルをかざすことで紙に掲載された情報を音声読み上げすることもできる。

NPO（エヌピーオー）

非営利組織（Non Profit Organization）のことで、ボランティア団体など営利を目的としない民間の団体。このうち特定非営利活動促進法による特定非営利法人であるNPO法人は、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、国際協力等の分野に該当し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動（特定非営利活動）を行うことを主たる目的としている。

エンパワーメント

社会福祉の援助において、障害者などが、自ら抱える問題を主体的に解決しようとする力を引き出すように進めること。

【か】

強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

共生型サービス

障害福祉サービス事業所において、介護保険制度の指定を受けることにより、65歳以上の利用者が、引き続き同じ事業所でサービスを受けられるようにするサービスの仕組み。

京都府こころの健康推進員

京都府知事からの依頼を受けて、一府民として精神障害者の良き理解者としての立場から、精神障害者の自立と社会参加を促進し、精神障害者を含むすべてのひとを大切にす地域社会づくりを推進していただく方々。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を届けることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者などの権利を守り、意向を代弁すること。

高次脳機能障害

ケガや病気により、脳に損傷を負うことで、記憶障害、注意障害、遂行機能障害（予定を立て進めていくことが難しい障害）、社会的行動障害（感情のコントロールが困難）が見られる障害。

合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（障害者権利条約第2条）

【さ】

障害者職業・生活支援センター

仕事など就業面だけでなく日々の生活面について、お悩みをお持ちの障害のある人に対して、一体的に支援を行ったり、就労支援を提供している事業所からの相談に応じる機関。

児童発達支援センター

地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域の中核的な療育支援施設。

職場適応援助者（ジョブコーチ）

障害のある人が就労を継続していくために、障害のある人に対して必要な助言を行ったり、雇用する企業に対して、障害のある人に対して必要な配慮や支援について助言する役割を担う者。

精華町市民後見人連絡会

町が実施した市民後見人養成研修の修了者によって結成された市民組織であり、市民後見人の選任を目指して、成年後見に関する勉強会等を行っている。

成年後見制度

認知症、知的障害などにより判断能力が不十分となり、財産管理や日常生活の決定等が難しい場合、そのような方々を保護し、支援するための制度。

【た】

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の形。

地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供の体制を構築すること。

通級指導

通常学級に在籍し、比較的軽度な障害がある児童生徒の特性に合わせて個別及び集団で別途指導するもの。

つながりファイル

出生時より、対象児童の状況を記録していくことで、保育所・幼稚園・小学校・中学校など進級していく際に、児童生徒の情報を共有することで、切れ目なく支援を継続するためのファイル。

京都府では「支援ファイル」として表記している。

【な】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

ノーマライゼーション

障害の有無や、軽度か重度かに関係なく、権利として誰もが同じように当たり前の生活が送れる権利を教授できるようにするという考え方であり、方法である。

【は】

パラスポーツ（障害者スポーツ）

障害のある人が行うスポーツのこと。障害のある人の状況に併せて修正されたスポーツもあれば、障害のある人のために考案されたスポーツもある。

バリアフリー

高齢者や障害のある人にとって安全かつ、住みよい社会にするため、日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくことをいう。

避難行動要支援者

高齢者、障害者その他の特に配慮を必要とする人のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、自力で避難することが難しく、避難するため、特に支援を要する人。

福祉避難所

避難生活において一定の配慮を必要する方を対象とする避難所のこと。一般の避難所への避難後に、そのまま一般の避難所での生活を続けることが困難な方を対象としている。精華町では、福祉や医療事業所7ヶ所が指定されている。

法定雇用率

障害のある人の雇用の安定を実現するための方策を定めた「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」は、民間企業や国、地方公共団体などの事業主に対し、雇用する労働者のうちの障害のある人の割合が一定の率以上になるよう義務づける「障害者雇用率制度」を定めている。この障害者雇用率を、一般に「法定雇用率」と呼ばれている。

母子健康包括支援センター

妊娠・出産から子育てに関する相談や情報提供、関連機関との調整などを行うワンストップ拠点。精華町では、平成30年7月に開設。

【ま】

まちの福祉サポート店

商品の販売や配達と同時に、高齢者や障害のある人、その家族などの生活を見守ってもらうため、平成25年度から精華町社会福祉協議会が、商店や事業所、法人などに協力を呼びかけ、賛同していただいている団体。

【や】

ユニバーサルデザイン

障害の状況、年齢、性別、国籍など個人の様々な特性にも対応できる環境設定がされている状況。

障害のある人・高齢者などに配慮されて策定しているバリアフリーの視点と異なる。

要配慮登録制度

緊急災害時に住民による要援護者支援を行うために、民生児童委員を中心とした要援護者の申請登録による要援護者台帳づくりの活動。

【ら】

リハビリテーション

心身に障害がある人の能力を最大限に発揮することができ、その自立を促進するために行われる専門的技術。具体的には、利用者の診断、評価、心理的・社会的な自立性・共存性の向上を図る。

レスパイトケア

乳幼児や障害のある人、高齢者などを在宅でケアしている家族に休息をしてもらうための家族支援サービスのあり方。利用の理由は、家族の病気や事故、冠婚葬祭など境的な事由にとどまらず、私的事由も含めて様々である。

療育

障害がある人に対して、社会的に自立していけるように取り組む、治療と教育の両方を実施するプログラム。

せい か ちょう だい じ しょう が い しゃ き ほ ん けい か く か い て い ぼ ん
精華町第2次障害者基本計画【改定版】

へい せい ねん が つ
平成31（2019）年3月

せい か ちょう
精華町

〒619-0285 きょう と ぶ そう ら く ぐ ん せい か ちょう みな い な や づ ま き た じ り ぼ ん ち
京都府相楽郡精華町南稻八妻北尻70番地

せい か ちょう けん こう ぶ く し か ん き ょ う ぶ ぶ く し か
精華町 健康福祉環境部 福祉課

でん わ
電話：0774-95-1904 ファクス：0774-95-3974

